

<持込ごみ搬入者向け>

ごみ処理手数料等に関する アンケート御協力をお願い

令和4年●月

京都市廃棄物減量等推進審議会

平素は、京都市のごみ処理事業の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ごみ（一般廃棄物）を排出する事業者の皆様には、ごみ収集運搬業者に処理を依頼したり、クリーンセンターへごみを持ち込んだりする際、ごみ処理手数料をお支払いいただいておりますが、現在、そうした手数料のあり方等について、当審議会及びその下に設置した部会で議論を行っているところです。

このたび、議論を進めるうえでの基礎資料を得ることを目的に、クリーンセンターにごみを持ち込む皆様にアンケートをお願いすることといたしました。

御多忙中誠に恐縮ではございますが、アンケートの趣旨を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、アンケート結果は統計的に処理したうえで公開する予定ですが、回答いただいた方の個別の情報は出ることはありませんのでご安心ください。

誠に勝手ではございますが、この調査票は

令和4年●月●日（●）

までに返信いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

※御不明な点等ございましたら、お手数ですが、次の連絡先までお問合せください。

【連絡先】

- ・京都市廃棄物減量等推進審議会事務局
（京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課）

担当：●●

TEL：075-222-3946 FAX：075-213-0453

電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

【回答方法】

本用紙を同封した返信封筒にてご返送いただくか、右記の二次元コードから電子データをダウンロードし、メールで返送いただくこともできます。



＜審議会（部会）における主な議論内容（予定を含む）＞

1 搬入手数料の体系と金額の水準

事業ごみの処理に係る各主体（市、事業者）の責任と費用負担のあり方及びリサイクル促進の観点などを踏まえ、持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の体系や金額は今後どうあるべきか。

議論の対象となるごみと現行の搬入手数料		
事業ごみの種類	搬入方法（料金徴収方法）	現行手数料（100kg 当たり）
持込ごみ	排出者が搬入・支払い （排出者から直接徴収）	～100 kg : 1,000 円 101 kg～600 kg : 1,500 円 601 kg～ : 2,000 円
業者収集ごみ	収集運搬業者が搬入・支払い （排出者と収集運搬業者の 契約料金の中に含まれる）	1,000 円

排出事業者が
収集運搬業者
にお支払い
いただいている
料金

1,000 円/100kg

ごみの収集運搬にかかる料金として、
収集運搬業者が受け取る料金

ごみの焼却などに必要な手数料として、
京都市が収集運搬業者を通じて受け取る料金

2 業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に負担いただくための方策

搬入手数料の適正化に当たっては、業者収集ごみが、手数料を本来負担いただくべき者（排出事業者）と実際に納付する者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）が異なるという特性を踏まえ、両者間の契約のなかで排出事業者に適切に負担いただくためにどのような方策が必要か。

3 民間リサイクルの促進のための方策

木質ごみ及び食品廃棄物について、ごみの排出実態や収集実態、リサイクル施設の稼働状況等を踏まえて、民間リサイクルを促進するためにどのような方策を講じるべきか。

＜参考＞京都市廃棄物減量等推進審議会及び部会について

京都市廃棄物減量等推進審議会は、本市のごみの減量に関する事項等を調査及び審議し、意見を述べるため、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関です。

現在、本審議会の下に、「ごみ搬入手数料等検討部会」を設置し、上記（1～3）に係る議論を行っているところです。本部会は、学識経験者、事業者団体、消費者団体など10名の委員で構成しています。

審議内容については、以下のHPで公開しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000217406.html>

※ 以下「ごみ」とあるのは、「一般廃棄物」のみを指します。「産業廃棄物」は含みませんのでご留意願います。

(1) 事業者【市民の方は記入不要です。(2)を御記入ください。】

事業所名		
所在地		
電話番号（連絡先）		
業 種 【該当番号に○印】	建設業等	1.建築業 2.土木工事業 3.内装・設備工事業 4.解体業 5.造園・造園工事業 6.その他（ ）
	製造業	7.食料品製造業 8.繊維製品製造，染色業，織物業 9.木材，木製品製造業 10.製本印刷・紙製品製造業 11.その他（ ）
	卸・小売業， 飲食業	12.食品卸・小売業 13.電気製品卸・小売業 14.繊維製品卸・小売業 15.家具卸・小売業 16.その他卸・小売業 17.飲食業
	その他	18.情報・通信関連業 19.金融・保険業 20.運輸業 21.引っ越し業 22.会場設営展示業 23.サービス業 24.廃棄物処理業 25.その他（ ）
一般廃棄物収集運搬業 の許可の有無 【該当番号に○印】		1.あり 2.なし
従業者数		() 人 （役員やパート等臨時の従業者も含む）
御記入者	部署	
	お名前	

お住まいの行政区 【該当番号に○印】	1.北 区	2.上京区	3.左京区	4.中京区	5.東山区
	6.山科区	7.下京区	8.南 区	9.右京区	10.西京区
	11.伏見区	12.その他			

1	1 週間に複数回以上	4	1 年に数回程度
2	1 か月間に数回程度	5	1 年に 1 回以下程度
3	1 か月に 1 回程度		

2 搬入したごみの概要

(1) ごみの搬入日

月 日

(2) ごみの搬入重量及び支払い料金

kg () 円

(3) 持ち込んだごみの内訳と割合

品目	全体の搬入量に占める大体の割合
木くず（剪定枝）	%
粗大ごみ（大型家具等）	%
古布類（古着等）	%
紙ごみ	%
厨芥類（生ごみ）	%
その他（ ）	%
合計	100%

(4) ごみの発生過程【該当番号に○印，複数回答可】

1 剪定作業
2 製造工程
3 返品・在庫処分
4 展示物や催し物の撤去
5 下取り製品
6 家や事業所の大掃除・片付け（引っ越しや生前整理，遺品整理を除く）
7 家や事業所の引っ越し
8 生前整理（介護施設への入居等）や遺品整理
9 その他（ ）

3 ごみの減量・リサイクルについて

(1) ごみ減量の促進の観点から、累進制を導入していますが、どのように対応していますか？

1	累進制について知らない・よく分からない。
2	少量（100 kg以下など）のため、意識していない。
3	ごみの重量が分からないため、対応できていない。
4	1 回当たりの搬入量をコントロールしている。
5	累進制の重量区分を意識し、ごみ搬入量抑制に努めている。
6	その他（ ）

累進制	
重量区分	料金
～100 kg	1000 円
101 kg～600 kg	1,500 円/100kg
601 kg～	2,000 円/100kg

(2) 木くず（剪定枝）を持ち込んだ方のみにお聞きします。民間のリサイクル施設がある中で、なぜ市のクリーンセンターに搬入しましたか？【該当番号に○印（複数回答可）】

1	クリーンセンターの方が安価であるため
2	クリーンセンターの方が距離的に近くて便利であるため
3	民間リサイクル施設では受け入れてもらえないようなものであるため
4	民間リサイクル施設の存在を知らなかったため
5	その他（ ）

(3) 【市民の方のみ】なぜ大型ごみ収集を利用せずに、クリーンセンターに持ち込みましたか？【該当番号に○印（複数回答可）】

1	クリーンセンターの方が安価であるため
2	大型ごみの申込みが煩わしく、クリーンセンターの方が便利であるため
3	大型ごみでは収集してもらえないものであるため
4	その他（ ）

(4)【市民の方のみ】ごみ減量の観点から、ごみを持ち込む前にフリマアプリやリサイクルショップ等（以下、「フリマアプリ等」という。）を利用することを検討しましたか？また、それらを利用しなかった場合、その理由は何ですか？【該当番号に○印】

1	フリマアプリ等を利用し、持ち込むごみを減らした。
2	フリマアプリ等を利用しなかった。 ⇒ 利用しなかった理由【複数回答】
1	フリマアプリ等でも買い手がつかないようなものであるため。
2	フリマアプリ等の利用方法がよくわからないため
3	フリマアプリ等の利用は面倒であるため
4	その他、フリマアプリ等の利用しなかった理由 ()

4 その他（ごみ処理に係る行政への要望等、御自由にお書きください。）

--

《アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。》